

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入者（名宛人）から輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限まで貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- （注） 1. 上記期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密（不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの）である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
3. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）